

社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会
同行援護従業者養成研修学則

1 事業の実施者

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会
(〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡 968 番 9)
TEL 043-421-5199

※研修実施場所については別紙同行援護従業者研修案内による。

2 事業の目的

同行援護事業に関する専門職を養成することによって、障害者の自立と社会参加の促進に資する。

3 事業の名称

同行援護従業者養成研修

4 実施課程及び方法

科目免除については、カリキュラムの特性を活かし行わないこととする。

① 研修課程

ア. 一般課程

30.5 時間（講義 12.5 時間、演習 18 時間）

令和 7 年 2 月 26 日施行の千葉県「同行援護従業者養成研修」実施要綱を踏まえた上で、受講内容の一層の定着を目指し 2.5 時間を加算した。

イ. 応用課程（同行援護一般課程修了者対象）

6 時間（講義）

② 実施方法

講習会方式による講義及び実習とする。

5 受講対象者

受講対象者は、原則として同行援護事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者または既に従事している

者であって、障害者の地域生活支援に熱意を有する 18 歳以上の者で、全日程に出席できる者とする。

加えて、次の要件を満たす者とする。

- ・義務教育修了程度の日本語の読み書きができ、会話能力のある者
- ・歩行に問題がなく、長時間の講義・演習に耐えられる体力のある者
- ・指定期日までに受講料の支払いを済ませた者

受講開始後であっても上記の要件を満たさないと当法人が判断した場合および他の受講生や当法人に対して迷惑行為があった場合は受講資格を取り消すことがある。

6 受講料等

受講料は、課程別に次のとおりとする。

(4 実施課程参照)

ア. 一般課程

35,000円

(テキスト代込み、実習にかかる交通費等は実費負担)

イ. 応用課程

9,000円

受講料は受講開始前の指定期日までに振込みにより支払うものとする。

一旦納入された受講料は原則として返金しない。但し、受講開始前の申し出に限り返金に応じる。

7 研修修了の認定

研修修了の認定は下記の方法で行う。

- ・出席簿による各科目の履修状況・習熟度により確認。

8 研修欠席者に対する扱い

各科目について 15 分以上遅刻または早退した者、及び欠席した者に対しては、当該科目について振替講習を指定する。振替講習受講をもって修了認定とする。全科目を履修しなかった者に対しては、修了認定を行わない。

なお、振替講習に際し、費用が発生した場合は受講生の負担とする。

(実習の振替講習の場合、原則 1 科目につき 3,000 円を徴収する。)

9 修了証明書等の交付

千葉県「同行援護従業者養成研修」実施要綱に定める全科目を履修し、良好な成績を修めたと認定された者に対して、本実施要綱に基づく修了証明書、及び修了証明書（携帯用）を交付する。

10 研修事業責任者

研修事業の責任者は千葉県視覚障害者福祉協会事務局長とする。

11 受講者が留意すべき事項

本研修課程を受講しようとする者は、下記の事項に留意しなければならない。

- ① 所定の期間内に、受講料の全額を添えて所定の受講申請手続きを終えること。
- ② 受講期間中は、毎回、科目毎に、所定の出席簿に捺印しなければならない。
- ③ 研修を欠席または遅刻・早退する時は、事前に事務局に届け出なければならない。
- ④ 各科目について、15 分以上遅刻・早退または欠席した時は、必ず当該科目に関する補講（振替講習）を受けなければならない。
- ⑤ その他、受講期間中は研修責任者の指示に従い、研修施設の規則を遵守しなければならない。

附則

この学則は平成 29（2017）年 5 月 8 日より施行する。

この学則は令和 7（2025）年 5 月 30 日より施行する。